

H. U.グループホールディングス(株)は

命の重み、遺族の悲しみに誠実な対応を!!

ヘッドハンティングされた研究者 実用化の夢絶たれ、自ら命絶つ

2013年2月12日、癌の早期発見・早期治療を目指した、優秀な研究者が、自ら命を絶ちました。

大学教授との研究開発を、実用化しようと、ヘッドハンティングに応じた研究者(労働者)が、会社トップの方針転換と、労働条件の激変で、実用化が叶わず、死に追い込まれた、悲しい事件です。

実姉が、労働相談センターに、「弟が名刺と共に残した書類です」と届けていただいたことから、真相の究明で、彼の無念を晴らそうと、取り組んできた記録です。ご理解ください。

9年間に及ぶ、真相究明の道は、実姉の努力にもかかわらず、まだ終わっていません。
ご理解とご協力をお願いします!!

八王子労基署の「ポカ」、裁判所の 「恣意的な証言採用」で「不当判決」

● 八王子労働基準監督署は、労災認定を求めた姉から、面談して聴取しないまま、2015年11月に「不認定」の決定をしました。

● 東京労働局は、共同研究者の大学教授、元同社営業所長、労働相談センター所長などの陳述を「無視」して労基署の決定を追認しました。

● 裁判長が、ヘッドハンティングから死の現場まで関わった証人を採用しながら、判決では「真相究明にほど遠い証人」の証言のみ採用し、共同研究者、精神神経科医、労働相談センターの証言を、無視した判決を言い渡しました。

行政・司法の不透明な経過に、不信感を拭いきれず、判決内容に納得出来ず! 「不当判決!」の思いを新たに、今なお係争中です。

最愛の弟を失った、遺族の悲しみに、 会社は、「誠意」ある対応を示せ!!

同社から、本件以外に7人もの労働者が、八王子労連労働相談センターに、相談に見えています。

同じ企業からの相談者が8人、精神疾患の比率も高く、稀に見る「特異な企業」と言えます。

本件は、現役労働者の「死亡」に関わる事件です。行政や司法の「ポカ」や「不当判決」が、救済の道を困難にしている事件です。

2022年6月10日には、会社側弁護士との懇談が、持たれましたが、いまだ決着していません。

- 本件は、優秀な研究者の命が、在職中に奪われた、残酷な社会問題です
- 命の重み・遺族の悲しみに「誠実な対応を!!」、心から求めている行動です

八王子労働組合総連合：八王子市追分町6-14 フォーラムはちおうじ

TEL 042-623-8046 FAX 042-623-8346

発行 2022年6月22日

H.U. グループホールディングス株式会社
取締役 代表執行役社長 兼
グループCEO 竹内 成和 殿
坂東総合法律事務所
H.U. グループホールディングス株式会社
代理人 弁護士 岡田 純一 殿

2022年4月5日

八王子市追分町6-14
フォーラムはちおうじ 201号室
八王子労働組合総連合
議長 佐藤 義見
八王子労連労働相談センター
所長 伊澤 明

谷口 脩さん自死に関する高裁判決の結果と新たな申し入れ

2004年12月に、当時SRL 常務平林氏の誘いで貴社に入社、2013年2月12日に自死を選択した谷口 脩さん（以下組合員という）の無念を晴らそうと、姉の谷口 恵子さん（以下原告という）および相談先であった八王子労働組合総連合（以下八王子労連という）が、谷口さんの死を労働災害と認定するよう求めてきた事件（以下本件という）で、東京高等裁判所の判決が、3月23日に言い渡されました。

本件は、八王子労働基準監督署の段階で、原告に対する面談聴取を失念して始められ、2015年11月6日不認定とされた事件です。（後に行われた、八王子総行動実行委員会との交渉の場で、労災課長が「申し訳ありません。二度とこのような事態が起こらないよう徹底します」と謝罪した）その後、2016年9月東京労働局が棄却、2017年8月再審査請求棄却、2018年2月舞台は東京地方裁判所へ、2021年6月同裁判所が「棄却」、2022年3月23日、東京高等裁判所が「棄却」し現在に至っているもので、証人の人選及び証言採用等で、著しく偏った判断に基づいているとの認識から、到底納得できません。

ヘッドハンティングされた優秀な研究者が、会社在籍中に自死の道を選択した無念さと、原告が求めた「死の真相究明への接近」を考えたとき、原告及び八王子労連は、3月23日の東京高裁判決を不服とし、即刻最高裁判所への上告を決定し、その手続きに着手したところです。

同時に、労働者と労働組合の、弛みない取組によって、精神疾患と労災認定基準が、2011年12月26日（基発1226第1号）を経て、2020年5月29日（基発0529第1号）で、「パワーハラスメントの定義」が明文化されるなど、精神疾患と労災認定基準の再検討がなされる中での判決として、注視しましたが、極めて疑念の深まる内容と判断し、同時並行的に直接交渉の道をと、申し入れを行うものです。

改めて、貴職の誠実な対応を切に求め、申し入れとします。

記

- 1、本件の到達点を踏まえ、団体交渉の開催を求めます。
- 2、自死及び自死未遂事件の対応で、労安法蹂躪の責任について、見解を求めます。
- 3、本件に類似する事件の判例及び解決などに照らして、誠実な対応を求めます
- 4、窓口は、これまでと同じ、八王子労連労働相談センター伊澤です。